

## 宿泊療養する患者の処方箋への対応について

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症の患者に対して、当初症状に応じて病院、自宅療養及び宿泊療養で受け入れる計画でしたが、自宅療養の患者の急変が発生したことにより、感染して自宅で療養している患者について軽症者や無症状者を原則として自宅ではなくホテルや病院での療養に切り替える方針にしました。

埼玉県は、その方針切り替え前に、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた段階毎の医療提供体制の検討等を行うことを目的に埼玉県新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、令和2年7月末までに5回開催しました。本会からは専務理事が委員として出席しました。

この協議会では、帰国者・接触者相談センターの業務委託、地域外来・検査センターの整備、宿泊・自宅療養について、患者の増加に備えた病床等の確保について協議されました。

本会に関連する内容としては、宿泊療養する患者に対して急に医薬品が必要になったときに、近くの薬局から調達できるかでした。

そこで、本会では、宿泊療養するホテルの立地する市町の薬剤師会にホテルからの FAX 処方箋を受けることにより対応できるようにするため、現在までに該当する **9 薬剤師会** をお願いをし、受け入れ体制の整備を図ってきています。

令和2年7月現在、埼玉県では最大 1,450 室が必要になるとの想定のもとで宿泊候補施設を募集しています。新たに宿泊施設が指定された際には、今後他の地域の薬剤師会において体制整備をお願いすることになりますので、その際にはよろしくお願ひします。

令和2年12月2日、新たに川口市の東横 INN J R川口駅西口が宿泊療養施設として受け入れを開始しましたが、対応薬局は、ホテルに駐在する医師を派遣する医療機関から個別に依頼しており地域薬剤師会への依頼は行っていません。

また、令和2年7月に埼玉県と借り上げ契約が終了していた「アパホテルさいたま新都心駅北」は、埼玉県と再契約をし令和3年6月8日から**宿泊療養施設**として宿泊療養者を受け入れるため、さいたま市薬剤師会にお願いして**9 薬局**をリストアップしていただきました。

### 1 令和3年6月8日現在の状況

- (1) アパホテルさいたま新都心駅北【111室】(さいたま市)  
対応：さいたま市薬剤師会(17薬局をリストアップ)  
**埼玉県と借り上げ契約終了(7月6日)**
- (2) ホテルヘリテイジ【151室】(熊谷市)  
対応：熊谷薬剤師会(7薬局をリストアップ)

埼玉県と借り上げ契約終了（7月31日）

- (3) 東横 INN つくばエクスプレス三郷中央駅【153室】（三郷市）  
対応：三郷市薬剤師会（3薬局をリストアップ）  
5月8日から宿泊療養者の受け入れを開始
- (4) 入間第一ホテル【99室】（入間市）  
対応：入間市薬剤師会（6薬局をリストアップ）  
5月13日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (5) 国立女性教育会館（嵐山町）  
対応：小川薬剤師会、東松山薬剤師会（4薬局をリストアップ）

埼玉県と借り上げ契約終了（8月31日）

- (6) 東横 INN 浦和美園駅東口【171室】（さいたま市）  
対応：さいたま市薬剤師会（2薬局をリストアップ）  
5月26日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (7) 加須センターホテル【85室】（加須市）  
対応：加須市薬剤師会（2薬局をリストアップ）  
8月19日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (8) パーシモンホテル【108室】（新座市）  
対応：朝霞地区薬剤師会（5薬局をリストアップ）  
9月8日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (9) 東横 INN J R川口駅西口【126室】（川口市）  
対応薬局は、ホテルに駐在する医師を派遣する医療機関から個別に依頼  
12月2日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (10) ホテルルートイン鴻巣【138室】（鴻巣市）  
対応：鴻巣薬剤師会（6薬局をリストアップ）  
12月18日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (11) 国立女性教育会館【87室】（嵐山町）  
対応：小川薬剤師会、東松山薬剤師会（4薬局をリストアップ）  
令和3年1月15日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (12) パイオランドホテル【89室】（さいたま市大宮区）  
対応：さいたま市薬剤師会（2薬局をリストアップ）  
令和3年2月15日から宿泊療養者の受け入れ開始
- (13) アパホテルさいたま新都心駅北【110室】（さいたま市）  
対応：さいたま市薬剤師会（9薬局をリストアップ）  
令和3年6月8日から宿泊療養者の受け入れ開始

2 宿泊療養者には、埼玉県は、事前に「宿泊療養の手引き」を配布する。

この手引きには、宿泊する人に服用中の薬がある場合は、3週間程度の用意をしてくるよう書かれている。

このため、ホテルで処方される医薬品はその患者の慢性疾患の医薬品ではなく宿泊中に必要となった医薬品、例えば解熱剤になると思われる。

### 3 調剤の手順

- (1) 処方箋は、ホテルで患者を診察した医師が、県が用意した処方箋に記載する。(処方箋は県が用意します。)
- (2) 処方箋をホテルのFAXにより、FAX送信票(例)とともに薬局に送信する。(送信者は、セキュリティに十分配慮すること。)
- (3) 薬局は、FAXに基づき調剤し、ホテルに届ける。(薬局の職員がホテル駐在の看護師に薬袋を渡し、患者に渡してもらう。薬局の職員は直接患者に会わない。)
- (4) その際、患者から代金の支払いについて(感染症法の入院患者は全額公費負担であるが、感染症と関係のない疾患の治療・投薬までは公費負担とはならない。関連がないかどうかは医師の判断である。関連がなければ自己負担が発生する。このため処方医に確認して対応することになる。)
- (5) 薬局薬剤師は、薬局からホテルに電話をし、患者から患者情報を聞くとともに、服薬指導を行う。(患者情報を聞くことは、調剤する前に実施できれば、それに越したことはない。)